

定 款

日本システムバンク株式会社

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、日本システムバンク株式会社と称し、英文では J A P A N
SYSTEMBANK CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車、自動二輪車および自転車等駐車場システムの企画、開発、設計、施工、販売、管理並びにその経営
2. 電気自動車等への給電システムの企画、開発、設計、施工、販売、管理並びにその経営
3. 自動車、自動二輪車および自転車等のリース、レンタル、管理等およびカーシェアリング事業等のサービス、企画、開発、運営に関する業務
4. マルチメディアに関するシステムの企画開発およびマルチメディア用ハードウェアとソフトウェアの開発並びに関連機器の開発販売
5. インターネットを利用した各種情報提供サービス業および電子商取引業
6. 会員カード（ポイント・カード）の相互利用システム（取引決済システム・ポイント交換システム・ポイント相互利用システム・各種精算システム・会員管理システム）の企画・構築・運営・管理事業
7. 冷凍・冷暖房システム、照明システム、太陽光発電システム、風力発電システム、屋上・壁面・路面・街角・駐車場の緑化システムの企画開発および各機器の施工、販売、管理
8. ドローンスクール運営、ドローンによる空撮・点検・監視・測量・運搬・散布等の業務およびドローンに係る人材派遣業務ならびに関連機器の開発販売
9. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理
10. 不動産の鑑定評価、担保付債権の調査およびデューデリジェンス業務
11. 不動産投資ファンドの組成・運営、投資顧問業務、不動産証券化業務
12. ビルマンション等の建築、道路、駐車場等の企画、設計、建設、管理
13. 電話受信発信の代行業、事務代行業およびこれらのコンサルティング業務
14. 食料品、飲料品等の販売、飲食業の企画、開発、システム構築、運営、システム販売業
15. 民芸品、工芸品等の展示、販売、接客業の企画、開発、システム構築、運営、システム販売業
16. 少額短期保険代理業務
17. 古物の仕入れ並びに販売
18. 警備業法で定義される警備業
19. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福井県福井市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、6,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときは随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権を3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は、取締役会を置く。

(員数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は株主総会において選任する。

- ② 当会社の取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
③ 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することが出来る。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することが出来る。

(取締役会の決議)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第28条 当社は監査役および監査役会を置く。

(員数)

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが出来る。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することが出来る。

(監査役会の決議)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(期末配当金)

第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に

定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

1998年10月15日	第2条	（目的）変更
1999年 3月27日	第2条	（目的）変更
2000年 9月27日	第二章	株式 変更
2001年 9月26日	第2条	（目的）変更
2002年 9月28日	第1条	（商品）変更
	第2条	（目的）第14項追加
	第5条	（発行する株式の総数）変更
	第7条	（基準期）第1項修正
	第8条	（名義書換代理人）第3項変更
	第9条	（株式取扱規程）変更
	第14条	（取締役及び監査役の選任方法）第1項変更
	第15条	（取締役及び監査役の任期）第1項変更
	第21条	（利益配当）第1項変更
2003年9月27日	第2条	（目的）第15項追加
	第8条	（名義書換代理人）第3項変更
	第12条	（決議の方法）第2項追加
2004年9月23日	第2条	（目的）第16項及び第17項追加
2005年9月23日	第2条	（目的）旧第1項及び旧第10～旧第12項削除 第4項及び第13項変更 第14項～第16項追加
	第3条	（本店の所在地）変更
	第4条	（公告の方法）変更
	第5条	（発行する株式の総数）変更
	旧第6条	（株式の譲渡制限）削除 ※2005年10月31日を以って効力発生
	第6条	（基準日）変更
	第7条	（名義書換代理人）第1項～第3項変更
	第10条	（招集権者及び議長）第1項変更 第2項追加
	第11条	（決議の方法）第1項変更
	第12条	（議決権の代理行使）追加
	第13条	（議事録）追加
	第4章	章題変更
	第14条	（員数）変更
	第15条	（選任方法）第1項追加 第2項変更
	第16条	（任期）第1項及び第2項変更 旧第3項削除
	第17条	（代表取締役及び役付取締役）新設

	第18条（取締役会の招集権者及び議長）変更
	旧第17条（代表取締役）削除
	旧第18条（業務執行）削除
	第19条（取締役会の招集通知）新設
	第20条（取締役会の決議方法）新設
	第21条（取締役会の議事録）新設
	第22条（取締役会規程）新設
	第23条（報酬）変更
	第5章（監査役）新設
	第24条（員数）新設
	第25条（選任方法）新設
	第26条（任期）新設
	第27条（報酬）新設
	第29条（利益配当）旧第2項削除
	第30条（中間配当）新設
	第31条（配当金の除斥期間）新設
2006年9月3日	第2条（目的）変更
	第5条（発行可能株式総数）変更
	第6条（株券の発行）新設
	旧第6条（基準日）削除
	第7条（株主名簿管理人）変更
	第8条（株式取扱規程）変更
	第9条（招集）変更
	第10条（定時株主総会の基準日）新設
	第12条（決議の方法）変更
	第13条（議決権の代理行使）変更
	第14条（議事録）変更
	第4章 章題変更
	第15条（取締役会の設置）新設
	第18条（任期）変更
	第19条（代表取締役および役付取締役）変更
	第20条（取締役会の招集権者および議長）変更
	第21条（取締役会の招集通知）変更
	第22条（取締役会の決議）変更
	第23条（取締役会の議事録）変更
	第25条（報酬等）変更
	第26条（監査役の設置）新設
	第28条（選任方法）変更
	第29条（任期）変更
	第30条（報酬等）変更
	第31条（事業年度）変更
	第32条（剰余金の配当）変更
	旧第30条（中間配当）削除
	第33条（配当金の除斥期間）変更
2007年9月27日	第2条（目的）変更
	第27条（員数）変更
2008年9月25日	第2条（目的）変更
2010年9月24日	第2条（目的）変更
	第26条（社外取締役の責任限定契約）新設
	第32条（社外監査役の責任限定契約）新設
2011年9月22日	第2条（目的）第3項及び第7項追加

2017年9月27日

第5章 章題変更

第27条（監査役および監査役会の設置）変更

第31条（常勤の監査役）新設

第32条（監査役会の招集通知）新設

第33条（監査役会の決議）新設

第34条（監査役会の議事録）新設

第35条（監査役会規定）新設

2020年9月27日

第2条（目的）旧第5項及び旧第17項削除

2021年9月30日

第2条（目的）第8項追加

2022年11月18日

第5条（発行可能株式総数）変更

旧第6条（株券の発行）削除

第6条（自己の株式の取得）新設

第7条（単元株式数）新設

第8条（単元未満株式についての権利）新設

第9条（株主名簿管理人）変更

第10条（株式取扱規程）変更

第13条（招集権者および議長）変更

第14条（電子提供措置等）新設

旧第14条（議事録）削除

旧第23条（取締役会の議事録）削除

第27条（取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）
の責任免除）新設

旧第34条（監査役会の議事録）削除

第37条（監査役の責任免除）新設

第6章（会計監査人）新設

第43条（期末配当金）新設

第44条（中間配当金）新設

第45条（期末配当金等の除斥期間）新設

旧第39条（剰余金の配当）削除

旧第40条（配当金の除斥期間）削除

2025年7月1日

第5条（発行可能株式総数）変更